

湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月24日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣 義

湖北地域消防組合条例第1号

湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において実施機関とは、管理者、消防長、公平委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第6条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示請求に対する措置としての通知における通知事項)

第4条 法第82条第2項の規定による通知については、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの

交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として湖北地域消防組合手数料条例（平成18年湖北地域消防組合条例第32号）に定める額を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（訂正決定等の期限に関する特例）

第8条 実施機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び法第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（利用停止請求の手続）

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第10条 実施機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び法第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「29日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年湖北地域消防組合条例第2号）第2条に規定する湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

（運用状況の公表）

第12条 管理者は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湖北地域消防組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 湖北地域消防組合個人情報保護条例（平成18年湖北地域消防組合条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(湖北地域消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第8条第3項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第10条、第19条又は第23条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）に記録されている自己に関する旧個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(湖北地域消防組合手数料条例の一部改正)

第4条 湖北地域消防組合手数料条例（平成18年湖北地域消防組合条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表4を次のように改める。

別表4（第5条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の額
------------	-------

火災その他り災したことにに関する証明	1 件につき	2 0 0 円
その他の証明	1 件につき	2 0 0 円
湖北地域消防組合行政不服審査法施行条例（平成28年湖北地域消防組合条例第5号）第15条の規定による交付の方法による同条例第16条第2項の交付手数料	A3版までの用紙に白黒で複写又は印刷する場合1枚につき	1 0 円
	A3版までの用紙にカラーで複写又は印刷する場合1枚につき	5 0 円
湖北地域消防組合情報公開条例（平成18年湖北地域消防組合条例第37号）第14条第2項の規定による交付手数料	A3版までの用紙に白黒で複写又は印刷する場合1枚につき	1 0 円
	A3版までの用紙にカラーで複写又は印刷する場合1枚につき	5 0 円
	電磁的記録をその保存形式のまま複写にする場合CD-R1枚につき	1 7 0 円
湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）第6条第2項の規定による交付手数料	A3版までの用紙に白黒で複写又は印刷する場合1枚につき	1 0 円
	A3版までの用紙にカラーで複写又は印刷する場合1枚につき	5 0 円
	電磁的記録をその保存形式のまま複写にする場合CD-R1枚につき	1 7 0 円